

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年3月31日

【事業年度】 第38期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

【会社名】 株式会社アプリックス

【英訳名】 Aplix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉林 聡子

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050) 3786-1715

【事務連絡者氏名】 経営管理部 担当部長 岩井 俊輔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050) 3786-1715

【事務連絡者氏名】 経営管理部 担当部長 岩井 俊輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
売上高 (千円)	336,890	843,748	3,384,712	3,504,680	3,501,619
経常損益 (千円)	△456,607	△187,351	39,686	△104,204	51,939
親会社株主に帰属する 当期純損益 (千円)	△458,793	△218,196	84,221	△106,739	138,909
包括利益 (千円)	△464,749	△218,980	52,016	△107,003	138,638
純資産 (千円)	1,091,827	2,109,123	2,166,237	2,053,896	2,195,039
総資産 (千円)	1,174,918	3,050,186	3,132,551	2,766,895	2,822,166
1株当たり純資産額 (円)	62.13	94.43	96.53	91.81	98.12
1株当たり 当期純損益 (円)	△29.10	△11.52	3.81	△4.83	6.28
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	3.80	—	—
自己資本比率 (%)	90.5	68.5	68.2	73.4	77.0
自己資本利益率 (%)	—	—	4.0	—	6.6
株価収益率 (倍)	—	—	59.1	—	20.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△491,136	106,232	△285,901	59,862	237,230
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,132	△8,386	△14,004	△34,746	△17,864
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	709,381	138,130	197,769	3,064	△97,317
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,030,568	1,413,246	1,307,194	1,341,244	1,471,564
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	33 〔6〕	39 〔5〕	45 〔4〕	46 〔—〕	45 〔—〕

- (注) 1. 第34期、第35期、及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第34期、第35期及び第37期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第36期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第35期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月		平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
売上高	(千円)	316,567	588,678	784,864	612,013	600,580
経常損益	(千円)	△452,351	△223,517	△66,946	△100,901	△56,428
当期純損益	(千円)	△463,926	△219,255	△43,597	△70,879	△12,287
資本金	(千円)	2,221,982	2,443,403	2,443,403	2,445,139	51,456
発行済株式総数	(株)	17,135,830	22,138,630	22,138,630	22,151,830	22,172,630
純資産	(千円)	1,064,859	2,081,880	2,043,381	1,967,163	1,957,381
総資産	(千円)	1,148,023	2,215,679	2,354,261	2,242,284	2,140,622
1株当たり純資産額	(円)	60.57	93.25	91.27	88.17	87.66
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損益	(円)	△29.43	△11.57	△1.97	△3.20	△0.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	90.3	93.4	85.8	87.0	90.7
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	31 [6]	28 [4]	34 [4]	36 [—]	35 [—]
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ 指数)	(%) (%)	33.69 (65.93)	58.69 (72.84)	48.91 (97.11)	30.43 (80.19)	27.82 (59.28)
最高株価	(円)	498	376	475	283	165
最低株価	(円)	125	147	116	129	106

- (注) 1. 第34期、第35期、第36期、第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第34期、第35期、第36期、第37期及び第38期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和61年2月	ソフトウェア開発を目的として資本金1,000万円をもって株式会社アプリックス設立。
平成9年6月	家電等の機器組み込み向けの、Java言語で作成されたアプリケーションを実行するプラットフォーム「JBlend」を発表。
平成15年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成17年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）と業務・資本提携。
平成19年11月	移動端末向けのソフトウェアプラットフォーム「Android」の開発推進団体「Open Handset Alliance（OHA）」に、設立メンバーの中で唯一の日本のソフトウェアベンダとして参加。
平成25年4月	商号を「アプリックスIPホールディングス株式会社」に変更。
平成25年11月	iPhoneやAndroid端末に対応したビーコンモジュール「BM1」を販売開始。
平成26年3月	商用利用向けビーコン「MyBeaconシリーズ」を販売開始。
平成26年7月	ビーコンサービス専用のアプリケーション「hubea」を提供開始。
平成26年11月	機器組み込み型ビーコン「お知らせビーコン」を開発。
平成27年4月	本社事業所を東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号に移転。
平成27年6月	IoTサービス「お知らせビーコン」のオプションとして、Bluetooth及びWi-Fiからの利用を可能にするBluetooth/Wi-Fiゲートウェイモジュールを開発。
平成27年11月	浄水器のフィルター交換を通知するビーコン内蔵流量センサーを開発。
平成28年4月	当社IoTソリューションが米国Amazon.com, Inc.の人工知能搭載ハンズフリースピーカー「Amazon Echo」に対応。
平成28年10月	株式会社NTTドコモとの業務・資本提携契約を終了。
平成29年4月	子会社株式会社アプリックスを吸収合併し、商号を「株式会社アプリックス」に変更。
平成29年6月	Amazon Alexa対応家電向けIoTソリューションを販売開始。
平成30年1月	株式会社光通信との合弁会社「株式会社BEAMO」設立。
平成30年4月	水処理システムをIoT化するオールインパッケージ「HARPS（ハーブス）」発売開始。
平成30年6月	屋内測位／位置情報システム市場向けソリューション「groma（グローマ）」発表。
平成30年10月	AR在庫管理スキャナー「Quanti（クアンティ）」公開。
令和元年8月	簡易株式交換の方法によりスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を完全子会社化。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。

(1) 当社の事業内容について

当社グループは、「テクノロジーの力で「ワクワク」の共有と価値創造」を経営理念として掲げ、組み込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる技術を用いて顧客が実現したいサービスや仕組みを構築するほか、それらをMVNOと連携したサービスなど、IoTのライフサイクル（計測→収集→蓄積→分析→活用→制御）を実現するベストプラクティスを提供しています。

当社グループの事業構成は、当社及び子会社2社で構成されており、IoTを実現する「組み込み&エッジ」、「IoTクラウドプラットフォーム」、「モバイルデータ通信」の領域において、自社で仕様策定・開発する製品・サービスを提供する「Aplix IoT プラットフォーム事業」、当社が強みとする組み込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる技術を用いて顧客が実現したいサービスや仕組みを実装する「エンジニアリングサービス事業」、及びMVNO事業者である子会社のスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社から音声・データ通信サービスやモバイルWiFiルータ等を提供する「MVNO事業」、以上3事業を運営しております。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

(2) 関係会社の事業内容及び位置付けについて

主要な関係会社は以下のとおりです。

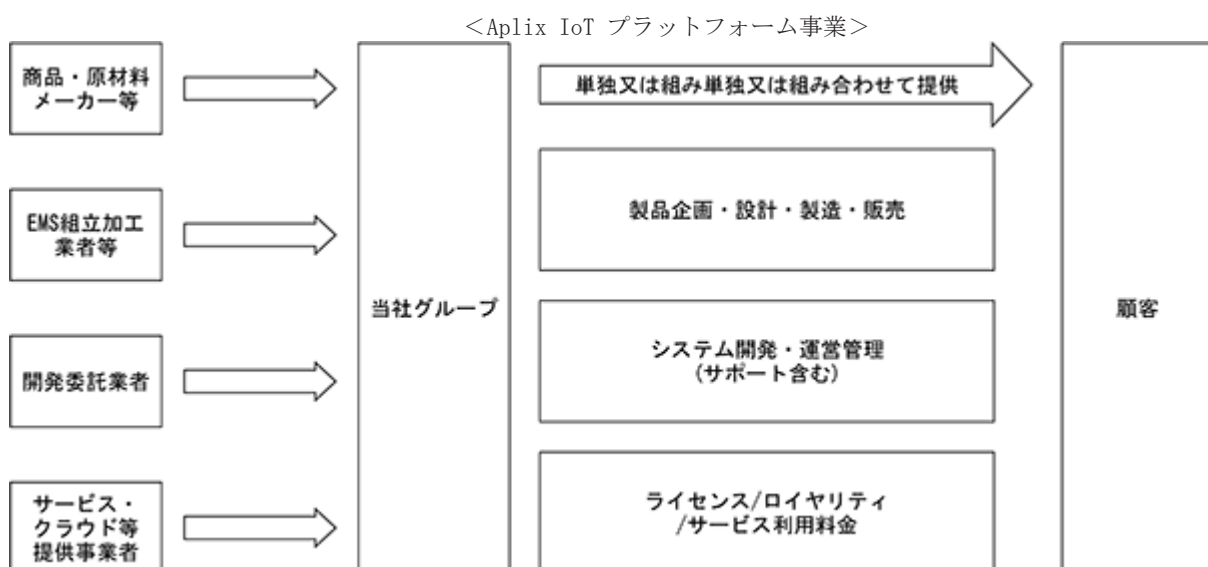
a. 株式会社BEAMO

株式会社BEAMO（当連結会計年度末現在、資本金10,000千円）は、株式会社光通信との合弁会社として平成30年1月4日に設立いたしました。同社は当社の代理店として当社IoTソリューションの販売、及び法人向け携帯電話の販売等を行っております。

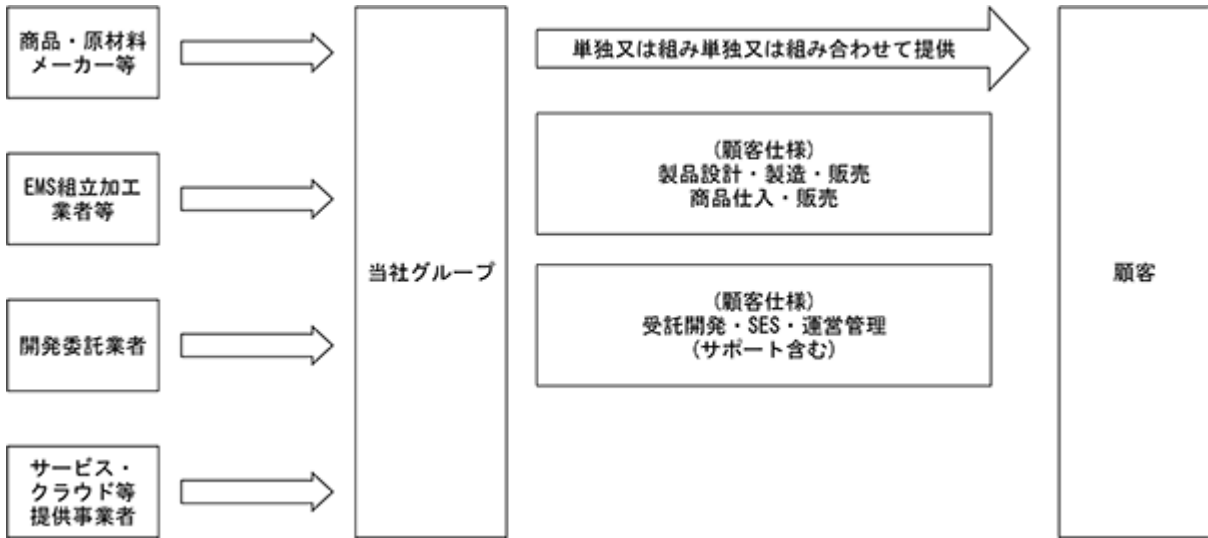
b. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（当連結会計年度末現在、資本金10,000千円、以下「SMC」）は、平成19年に設立され、令和元年8月15日付で簡易株式交換の方法により当社の完全子会社となりました。同社は、主にMVNO事業として独自のMVNOブランド「スマモバ」の運営を行っております。

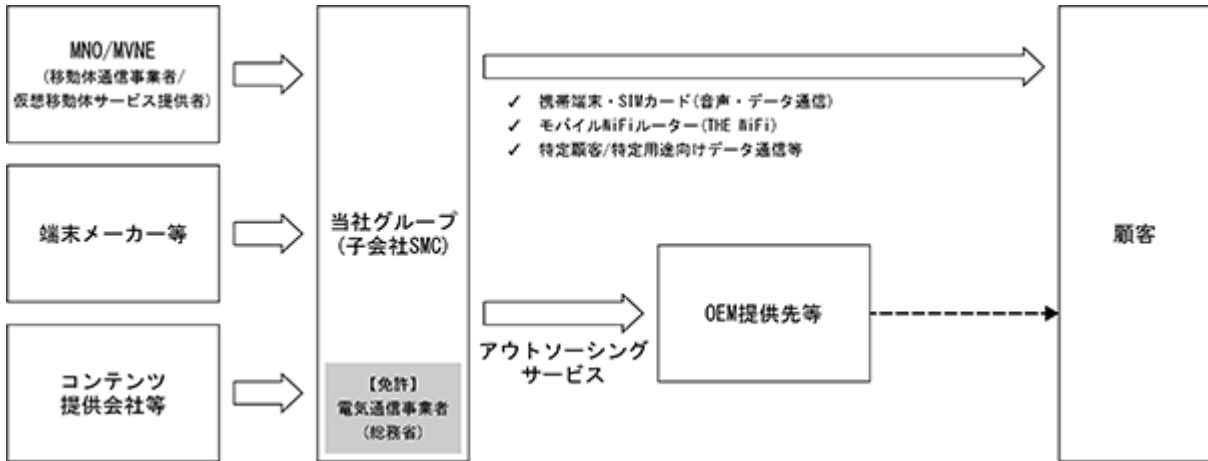
事業の系統図は、次のとおりであります。



<エンジニアリングサービス事業>



<MVNO事業>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社BEAMO (注2)	東京都新宿区西早稲田 二丁目20番9号	10,000	当社IoTソリューションの 販売及び法人向け携帯電話の 販売、広告業務等	51	当社代理店として当社IoT ソリューションの販売、 法人向け携帯電話の販売、 WEBマーケティング、及び 広告業務等を行っている。 役員の兼任あり。
スマートモバイルコミュニケーションズ株式 会社 (注2, 3)	東京都新宿区西早稲田 二丁目20番9号	10,000	電気通信事業 法に定める電気通信事業 情報処理サービス業ならび に情報提供サービス業 MVNO事業	100	役員の兼任あり。

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当しております。

3. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、同社については、代理人取引に該当する取引が一部存在するため、当社連結グループ決算数値においては純額表示を適用し、当該取引より発生する収益を除いた数値を当社連結グループ数値に取り込んでおります。

主要な損益情報等

(1) 売上高	3,681,905 千円
(2) 経常利益	202,779 千円
(3) 当期純利益	233,792 千円
(4) 純資産額	569,168 千円
(5) 総資産額	1,055,039 千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
Aplix IoT プラットフォーム事業	9
エンジニアリングサービス事業	18
MVNO事業	10
全社(共通)	8
合計	45

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社管理業務等に従事している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

令和4年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35	47.43	11.91	6,512

(注) 1. 従業員数は、Aplix IoT プラットフォーム事業及びエンジニアリングサービス事業に携わる従業員並びに本社管理業務に従事している者等により構成されております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。なお、管理職の地位にある者は算定対象に含まれておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、継続課金モデルの製品・サービス（ストックビジネス）等の開発・提供を推進することで業績の向上及び安定化を図りながら、当社の強みであるシステム面から顧客が求めるビジネスを実現することでグループ全体の事業の柔軟性及び対応力を強化することを経営戦略として位置付けております。

これらの活動を通じて、顧客企業における企業課題の解決と企業価値の向上に貢献するとともに、社会資本の整備と新たな剰余価値の創出に向けて歩みを進めてまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な収益性の向上を目的として、営業利益及びEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋顧客関連資産償却額）を重視するとともに、財務体質の強化や事業の成長に必要な資金拡大を目的として、「営業キャッシュ・フロー」についても重要な経営指標としております。また、当社グループにおける収益の多くを占めるMVNOサービスにおいては、契約件数及びストック売上比率を重要な指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、MVNOサービス等の安定的に収益獲得可能なストックビジネスを推進することによるストック売上の拡大と、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」開発力をベースとした顧客のシステム開発について、開発コストの適正化を図ること等による粗利益の増加を成長戦略として位置付けております。なお、これらの成長戦略をより明確に設定できるよう、また進捗状況や成果等を十分に可視化することを目的として、令和5年12月期第1四半期より報告セグメントを「ストックビジネス事業」と「システム開発事業」の2事業に変更しております。

「ストックビジネス事業」においては、現在当社グループの柱となっているMVNOサービスにおいて市場上位レイヤーの契約者数を保有している強みに加えて、各種通信サービスのプラン設計や一連のバックオフィス業務まで幅広く対応可能なこと、また当社の開発力を活かしたサービス向上やラインナップの拡充などが行えること等、これら当社グループの強みを積極的に活かしたビジネス展開を図ることで収益基盤の安定化と収益の拡大を図ってまいります。また、事業規模の拡大やストック売上の増加につながるような他社との提携やM&A等についても積極的に検討してまいります。

また、「システム開発事業」においては、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」に関する経験や技術に加え、この「組込み開発力」や多数の顧客向けシステム・クラウド開発から得られた知見やノウハウ、またMVNO事業者として保有する通信技術等を有しており、これらを組み合わせた組込み&エッジからクラウドまでのワンストップ開発を可能とする対応力を生かして顧客のニーズを実現することで、顧客基盤の構築や事業の柔軟性向上を図るとともに、エンジニア稼働率の適正化等に取り組むことで、粗利益の増加等の収益性の向上について取り組んでまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題等

当社では、長年に渡る業績不振を起因とする時価総額の低迷の状況が継続しており、令和4年12月末時点における時価総額は、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準に対して不適合の状況となっております。そのため、さらなる業績の向上及び安定化を図り、企業価値とともに株主価値である時価総額を向上させることが最優先に取り組むべき経営課題と考えております。

当連結会計年度においては、営業利益を始め各損益すべてにおいて黒字化を達成しましたが、今後の業績の安定化及びさらなる成長を図るため、令和5年12月期においては、継続課金モデルの製品・サービス等の開発・提供を推進することで業績の安定化を図る「ストックビジネス事業」と、当社がこれまでの自社及び他社からの受託開発経験で培ってきた知見を最大限に活かすことの出来る「システム開発事業」、2つの事業セグメントに変更しました。

「ストックビジネス事業」においては、現在当社グループの大きな柱となっているMVNOサービスについて市場上位レイヤーの契約者数を保有している点を生かした更なる契約件数の増加に向けた取り組みや、当社の開発力を活かした自社サービス・ソリューションの開発・提供や他社サービス・ソリューションの販売代理店になることによる取り扱い商材の増加等によるサービスラインナップの拡充など、当社グループの強みを活かしたビジネス展開を図るとともに、販売パートナーの増加等による販路拡大にも積極的に取り組むことで、収益基盤の安定化が可能となるストック収益の拡大を図ってまいります。

また、「システム開発事業」においては、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」に関する経験や技術に加え、この「組込み開発力」や多数の顧客向けシステム・クラウド開発から得られた知見やノウハウ、またMVNO事業者として保有する通信技術等、これらを組み合わせた組込み&エッジからクラウドまでのワンストップ開発を可能とする点を強みとして、顧客のニーズに幅広く柔軟に対応することで収益の拡大を図るとともに、エンジニア稼働率の適正化やプロジェクト受注方針の見直し、また開発経験の蓄積に伴う経験曲線効果を増大させることによる開発コストの削減等に取り組むことで、事業粗利率の向上を図ってまいります。

上記に加えて、時価総額の基礎となる株価は、証券市場による当社への評価や需給関係等、外部によって決まる「価格」であるため、必ずしも業績等上記に記載した企業の「価値」のみに連動するものではなく、投資家が当社の将来性に対して期待し、積極的に投資できる機運を醸成することも必要と考えております。そのため、法定開示や適時開示のみならず、プレスリリースやWebサイト等を通じた積極的な発信を強化するとともに、投資家が当社に投資するにあたり求めている情報の精査、発信可能な範囲や発信方法等とその都度検討し、当社と投資家との情報非対称性の縮小に努めてまいります。

当社では、上記に記載した施策を着実に実行することで、時価総額の増大を実現できるものと考えております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。以下の記載内容については、当社グループの事業等に関するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。また、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、現状において当社グループにおいて大きな影響は認められておりませんが、引き続き注視しながら事業活動に取り組んでまいります。

(1) 特定経営者への依存によるリスク

当社グループは代表取締役を含む役員等の特定の経営者の知識・経験等がグループの経営、業務執行において重要な役割を果たしており、これらは当社グループにおける重要な経営資源と考えられます。しかし、これらの経営層が不測の事態により執務が困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産の棄損や価値の減少によるリスク

予期しない大地震等の自然災害等が発生した場合、当社グループの資産の棄損・滅失や、人的・物的被害により正常な事業活動の継続が困難になる等、業績に影響を与える可能性があります。

(3) ネットワークセキュリティに関するリスク

企業活動においてコンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まるに伴い、ソフト、ハードの不具合や人的過失、地震、火災、停電等様々な原因による情報システムの停止、コンピュータウィルスの侵入によるシステム障害や情報の漏洩等のリスクも高まります。当社グループは、機器の管理・保全、セキュリティの高度化、運用ルールの設定や従業員教育に努めておりますが、万一、ネットワークや情報システムの機能低下や停止に陥った場合は、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 戦略的企業買収や新規事業参入等に関するリスク

当社グループは、将来の企業成長において重要と考える技術開発や有望市場の獲得のため、企業買収及び出資を伴う戦略的提携や新規事業参入等を行う可能性があります。これらの実施に当たっては十分に検討を行いますが、戦略的提携後の事業や新規事業が当初計画どおりに進捗しない場合や、出資先の財政状態が悪化した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 市場環境に関するリスク

現在当社グループ収益の多くを占めるMVNOサービスでは、ターゲット市場であるMVNO市場において競争激化・飽和状態の状況です。すでに格安ケータイの販売をメインとする既存のビジネスから他社へのMVNOサービスの提供（OEM）や音声・データ通信サービスの提供等、競合他社とは異なる独自色のあるサービス展開を進めており、今後さらに推進していく方針ですが、差別化を図ることに成功しなかった場合は市場から淘汰されるリスクがあり、その場合は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権に関するリスク

当社グループの事業に現在利用されている技術等と抵触関係をなす特許権等の知的財産権を第三者が既に取得している可能性や、将来的に当社グループ事業における必須技術と抵触関係をなす特許権等の知的財産権が第三者に取得される可能性を完全に否定することはできず、そのような可能性が実現した場合には当該特許権の知的財産権に関する侵害訴訟の結果として当社グループに損害賠償責任が課せられ、あるいは事業の全部又は一部が差し止められて継続できなくなる可能性があります。

また、近時においては、職務発明に関する対価の額につきまして、従業員である発明者が会社を相手に訴訟を起こす事態も報告されております。当社では、発明者に支給される対価の額の算定につきまして職務発明規程を制定しておりますが、それにも関わらず、成立した特許権につきまして発明者が対価の額を不服として当社グループを訴えた場合には、その結果が当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 重要な契約に関するリスク

当社グループの各事業において、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載される経営上の重要な契約、当社グループの事業活動において重要な要素を構成する契約が解除された場合、その他の事由に基づき終了した場合、又は円滑に契約が更新されなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) コンプライアンスに関するリスク

当社グループにおいて、子会社も含めたコンプライアンス体制の整備、充実に努めており、グループ会社の役職員にコンプライアンス意識の徹底を行っておりますが、法令・規則違反や企業倫理に反する行為等が万一発生した場合には、その直接的損害に加えて、信用失墜や損害賠償責任等が生じる可能性があります。

(9) その他のリスク要因

a. 外国為替相場変動に関するリスク

当社グループでは、海外顧客との取引及び外貨建売上が存在します。また当社グループは、海外での事業活動費や海外からの技術導入に伴う費用を外貨で支払っております。そのため、為替変動によって、円貨での当社受取金額及び支払金額は変動いたします。また毎四半期末においては、外貨のまま保有している売上代金等の外貨建資産や負債を財務諸表作成のために円貨に換算することにより、外貨ベースでの価値に変動がなくても為替変動により円貨換算額も変動するため、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

b. 法的規制に関するリスク

当社グループの各事業に関連する法令や規制等に関して、今後の法改正次第では当該分野において何らかの規制を受けるないしは、対応措置を講じる必要性が生じる可能性があります。将来新法令が制定された際には、適時に対応できるよう努力する方針ですが、場合によっては、これらの法令により事業活動範囲が限定される可能性もあります。

c. 個人情報の管理に関するリスク

当社グループにおいては、取り扱う個人情報につきまして厳格な管理体制を構築し、情報セキュリティを確保するとともに、情報の取り扱いに関する規程類の整備・充実や従業員・取引先等への教育・研修・啓蒙を図る等、個人情報の保護を徹底しておりますが、個人情報の流出等により問題が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(10) 重要事象等について

当社は、当事業年度である令和4年12月期における当社単体業績について営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、また11期連続で営業損失の状況が継続していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しております。

当社では、当該事象及び状況の早期解消に向けた取り組みを積極的に実施してまいります。

令和5年12月期においては、報告セグメントについて継続課金モデルの製品・サービス等の開発・提供を推進することで業績の安定化を図る「ストックビジネス事業」と、当社がこれまでの自社及び他社からの受託開発経験で培ってきた知見を最大限に活かすことの出来る「システム開発事業」、この2つの事業セグメントに変更したうえで以下の施策を実行してまいります。

「ストックビジネス事業」においては、現在当社グループの大きな柱となっているMVNOサービスについて市場上位レイヤーの契約者数を保有している点を生かした更なる契約件数の増加に向けた取り組みや、当社の開発力を活かした自社サービス・ソリューションの開発・提供や他社サービス・ソリューションの販売代理店になることによる取り扱い商材の増加等によるサービスラインナップの拡充等、当社グループの強みを活かしたビジネス展開を図るとともに、販売パートナーの増加等による販路拡大にも積極的に取り組むことで、収益基盤の安定化が可能となるストック収益の拡大を図ってまいります。

また、「システム開発事業」においては、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」に関する経験や技術に加え、この「組込み開発力」や多数の顧客向けシステム・クラウド開発から得られた知見やノウハウ、またMVNO事業者として保有する通信技術等、これらを組み合わせた組込み&エッジからクラウドまでのワンストップ開発を可能とする点を強みとして、顧客のニーズに幅広く柔軟に対応することで収益の拡大を図るとともに、エンジニア稼

働率の適正化やプロジェクト受注方針の見直し、また開発経験の蓄積に伴う経験曲線効果を増大させることによる開発コストの削減等に取り組むことで、事業粗利率の向上を図ってまいります。また、現段階においては具体的な事案は無いものの、当社と事業上のシナジーが見込める場合にはストックビジネスを営む事業会社とのM&Aについても積極的に検討し実行することで、ラインナップについても強化してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより当社単体業績についてもその向上が実現できるものと考えております。

また、前連結会計年度及び当連結会計年度における営業キャッシュ・フローはプラスであり、資金繰りの懸念は無いこと等の理由から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による令和4年12月の月例経済報告で、「景気は、緩やかに持ち直している。」としながらも、先行きについては同報告の中で「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染動向に十分注意する必要がある。」と報告されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は当連結会計年度において以下の施策に取り組んでまいりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

また、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めております。

<Aplix IoT プラットフォーム事業>

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、引き続きロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の拡販、Bluetooth Low Energy通信機能を搭載するハードウェアの試作開発支援等の組込み開発技術を生かしたシステム開発、また通信機能付きAIドライブレコーダー「AORINO」の取次店や販売代理店、OEM先の開拓等を行いました。

<エンジニアリングサービス事業>

エンジニアリングサービス事業においては、顧客の基幹システムのクラウドリプレース開発をはじめ、クラウド関連システムの開発や顧客のニーズに応じたフロントエンドシステムやバックエンドシステムの開発支援やテクニカルサポート等を行いました。

<MVNO事業>

MVNO事業においては、主に連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社における携帯電話やSIMカードの販売のほか、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーターサービス「THE WiFi」の拡販に注力しました。また、収益の大半が月額利用料金等からなるストック性の高い事業であることから、顧客が満足して継続利用できるよう通信環境やサポート等のサービス品質の向上に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度のAplix IoTプラットフォーム事業の売上高は191,226千円（前連結会計年度の売上高174,621千円）、エンジニアリングサービス事業の売上高は431,909千円（前連結会計年度の売上高439,406千円）、MVNO事業の売上高は2,878,862千円（前連結会計年度の売上高2,891,007千円）となりました。

営業損益につきましては、Aplix IoTプラットフォーム事業の営業損失は8,010千円（前連結会計年度の営業損失26,991千円）、エンジニアリングサービス事業の営業利益は122,145千円（前連結会計年度の営業利益108,935千円）、MVNO事業の営業利益は122,121千円（前連結会計年度の営業利益39,901千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益又は損失の調整額が186,941千円（前連結会計年度のセグメント利益又は損失の調整額223,898千円）発生しております。セグメント利益又は損失の調整額は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,501,619千円（前連結会計年度の売上高3,504,680千円）となりました。

営業損益につきましては、49,314千円の営業利益（前連結会計年度の営業損失102,053千円）となりました。

経常損益につきましては、51,939千円の経常利益（前連結会計年度の経常損失104,204千円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、138,909千円の親会社株主に帰属する当期純利益（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失106,739千円）となりました。

当社グループの当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して55,270千円増加し、2,822,166千円となりました。これは、繰延税金資産が77,290千円増加し、売掛金が42,005千円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して85,872千円減少し627,126千円となりました。これは、短期借入金が100,000千円減少し、買掛金が25,854千円増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して141,143千円増加し2,195,039千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を138,909千円計上したことに伴い利益剰余金が増加したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して3.6ポイント増加し、77.0%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して130,319千円増加し1,471,564千円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動の結果増加した資金は237,230千円（前連結会計年度は59,862千円の増加）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益48,753千円、のれん償却額60,360千円、減価償却費43,286千円や売上債権の減少42,005千円等によるものであります。

投資活動の結果減少した資金は、17,864千円（前連結会計年度は34,746千円の減少）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出26,203千円等によるものであります。

財務活動の結果減少した資金は、97,317千円（前連結会計年度は3,064千円の増加）となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出300,000千円、短期借入れによる収入200,000千円等によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前年同期比 (%)
Aplix IoTプラットフォーム事業 (千円)	162,515	12.3
エンジニアリングサービス事業 (千円)	296,016	△5.0
MVNO事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	458,532	0.4

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
Aplix IoTプラットフォーム事業	179,433	△4.2	64,418	24.9
エンジニアリングサービス事業	399,190	△17.8	59,505	△35.4
MVNO事業	—	—	—	—
合計	578,624	△14.0	123,924	△13.8

(注) 1. IoTソリューション関連事業に関する受注について記載しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前年同期比 (%)
Aplix IoTプラットフォーム事業 (千円)	191,226	9.5
エンジニアリングサービス事業 (千円)	431,909	△1.7
MVNO事業 (千円)	2,878,484	△0.4
合計 (千円)	3,501,619	△0.1

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
スターサービス株式会社	1,392,331	39.6	1,681,521	48.0

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

1. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載するとともに、以下の点についても重要と認識しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できること、また繰延税金資産の資産性があることを慎重に判断したうえで計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存することから、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

2. 当連結会計年度における経営成績の分析

前連結会計年度と比較して売上高は3,501,619千円(前連結会計年度の売上高3,504,680千円)と0.1%の減少となりましたが、営業損益は49,314千円の営業利益(前連結会計年度の営業損失102,053千円)、経常損益は51,939千円の経常利益(前連結会計年度の経常損失104,204千円)、また親会社株主に帰属する当期純損益は138,909千円の親会社株主に帰属する当期純利益(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失106,739千円)と、いずれの損益についても黒字化を達成しました。

詳細については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (1) 業績」をご参照ください。

3. 当連結会計年度における財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して55,270千円増加し、2,822,166千円となりました。これは、繰延税金資産が77,290千円増加し、売掛金が42,005千円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して85,872千円減少し627,126千円となりました。これは、短期借入金100,000千円減少し、買掛金が25,854千円増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して141,143千円増加し2,195,039千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を138,909千円計上したことに伴い利益剰余金が増加したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して3.6ポイント増加し、77.0%となりました。

4. 資金の流動性及び資本の源泉の分析

(1) 当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して130,319千円増加し1,471,564千円となりました。

詳細については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(2) 資金需要の内容及び資金調達の方針

本有価証券報告書提出日現在における当社の事業は、現在当社グループの柱となっているMVNOサービス等、安定的に収益獲得可能なストックビジネスを中心とした「ストックビジネス事業」と、当社が持つ「組込み開発力」をベースにアプリケーションからクラウドまで柔軟かつ多様な開発対応が可能な「システム開発事業」の2事業で構

成されております。当社では、これら事業の発展に必要な経営資源に必要な資金については、主として営業活動によるキャッシュ・フローによる資金を投入しておりますが、これら事業を更に推進するにあたり資金需要が増加した場合は、金融機関からの借入や必要に応じて新株式の発行による資金調達についても検討してまいります。

5. 戦略的現状と見通し

当社では、継続課金モデルの製品・サービス等の開発・提供を推進することで業績の安定化を図る「ストックビジネス事業」と、当社がこれまでの自社及び他社からの受託開発経験で培ってきた知見を最大限に活かすことの出来る「システム開発事業」の2事業を相互に連携させたビジネスを推進しております。

「ストックビジネス事業」においては、現在当社グループの大きな柱となっているMVNOサービスについて市場上位レイヤーの契約者数を保有している点を生かした更なる契約件数の増加に向けた取り組みや、当社の開発力を活かした自社サービス・ソリューションの開発・提供や他社サービス・ソリューションの販売代理店になることによる取り扱い商材の増加等によるサービスラインナップの拡充など、当社グループの強みを活かしたビジネス展開を図るとともに、販売パートナーの増加等による販路拡大にも積極的に取り組むことで、収益基盤の安定化が可能となるストック収益の拡大を図ってまいります。

また、「システム開発事業」においては、創業以来30年以上に渡り培ってきた「組込み」に関する経験や技術に加え、この「組込み開発力」や多数の顧客向けシステム・クラウド開発から得られた知見やノウハウ、またMVNO事業者として保有する通信技術等、これらを組み合わせた組込み&エッジからクラウドまでのワンストップ開発を可能とする点を強みとして、顧客のニーズに幅広く柔軟に対応することで収益の拡大を図るとともに、エンジニア稼働率の適正化やプロジェクト受注方針の見直し、また開発経験の蓄積に伴う経験曲線効果を増大させることによる開発コストの削減等に取り組むことで、事業粗利率の向上を図ってまいります。

今後、これらの取り組みを更に強化することで、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えております。

なお、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当社はこうした状況を解消するため、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業におきましては、以下の契約を「経営上の重要な契約」として認識しております。

これらの契約が解除されたり、その他の理由に基づき終了した場合、又は円滑に契約が更新されなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

経営上の重要な契約は、次のとおりです。

事業関連の契約

相手方の名称	国/地域	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社光通信	日本	合弁契約	株式会社光通信との合弁会社「株式会社BEAMO」にて当社のIoTソリューション及び法人向け携帯電話販売等の販売を目的とした営業活動を行う契約。	平成29年11月9日から本合弁契約に定める契約終了事由に該当し、本合弁契約が終了する時まで。
株式会社光通信	日本	資本業務提携契約	資本面での提携関係を構築し、また当社が行う事業と、光通信グループが行う事業の各分野における業務面での提携・協力関係を構築することにより、当社と光通信グループ双方の事業を強化・拡大・発展させることを目的とした契約。	<終了事由> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約の当事者が本契約を終了することに合意した場合 ・株式会社光通信が当社の株式等を一切保有しなくなった場合
NESTRADE S. A.	スイス	クラウド及びプロフェッショナルサービス	ネスカフェグループのグローバル調達機能を統括する当該会社及び関連会社に対してクラウド及びプロフェッショナルサービスを提供する際の基本条件等を定めたマスターサービス契約。	2021年3月～当社又は相手方が終了の意思を表明する時まで。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数 (株) (令和4年12月31日)	提出日現在 発行数 (株) (令和5年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,172,630	22,172,630	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数は100株 であります。
計	22,172,630	22,172,630	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、令和5年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(第S-1回新株予約権)

決議年月日	平成28年8月10日
付与対象者の区分及び人数	付与時における当社取締役 4名
新株予約権の数 (個) ※	2,150
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数 (株) ※	普通株式 215,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	1株当たり502 (注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 平成28年9月1日 至 令和8年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 507 (注3) 資本組入額 253.5 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日 (令和4年12月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (令和5年2月28日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新

株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金502円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日における本新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載している。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注） 4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(第S-4回新株予約権)

決議年月日	令和元年12月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役並びに当社完全子会社取締役 9名
新株予約権の数(個) ※	1,218
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 121,800 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり238 (注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1個当たり604 (注3) 資本組入額 1個当たり302 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日(令和4年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和5年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金238円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日における本新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載している。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. ① 新株予約権者は、令和2年12月期、令和3年12月期及び令和4年12月期、の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 - (a) 令和2年12月期の営業利益が50百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (b) 令和3年12月期の営業利益が200百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (c) 令和4年12月期の営業利益が300百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(第S-5回新株予約権)

決議年月日	令和元年12月10日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社完全子会社従業員 37名
新株予約権の数(個) ※	826
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	当社普通株式 82,600 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり281 (注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年12月28日 至 令和6年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1個当たり14,532 (注3) 資本組入額 1個当たり7,266 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日(令和4年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和5年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使時の払込金額を記載している。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5.
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(第S-6回新株予約権)

決議年月日	令和4年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 7名
新株予約権の数(個) ※	4,227
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 422,700(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり138(注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 令和4年9月1日 至 令和14年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1個当たり206(注3) 資本組入額 1個当たり103(注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日(令和4年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和5年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
 行使価額は、金138円とする。
 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日における本新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載している。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 1. 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 2. 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 3. 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 4. その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年1月1日～平成30年12月31日（注1）	2,771,900	17,135,830	357,779	2,221,982	357,778	360,313
平成31年1月1日～令和元年12月31日（注1）	1,728,100	18,863,930	221,421	2,443,403	221,421	581,735
令和元年8月15日（注2）	3,274,700	22,138,630	—	2,443,403	802,301	1,384,036
令和3年1月1日～令和3年12月31日（注1）	13,200	22,151,830	1,736	2,445,139	1,736	1,385,773
令和4年4月7日（注3）	—	22,151,830	△2,395,139	50,000	—	1,385,773
令和4年1月1日～令和4年12月31日（注1）	20,800	22,172,630	1,456	51,456	1,456	1,387,229

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 令和元年8月15日付で実施した株式交換による増加であります。

3. 令和4年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、令和4年4月7日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、資本金の額2,395,139千円が減少（減資割合98.0%）しております。

(5) 【所有者別状況】

令和4年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	1	25	69	21	32	11,832	11,980	—
所有株式数 (単元)	—	631	24,021	13,772	3,192	8,486	170,340	220,442	128,430
所有株式数 の割合 (%)	—	0.28	10.83	6.21	1.44	3.83	77.39	100.00	—

(注) 1. 自己株式18,714株は、「個人その他」に187単元及び「単元未満株式の状況」に14株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び42株含まれております。

3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切捨てしております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,103,657	4.98
チャールズ レーシー	愛知県名古屋市中区	821,000	3.70
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	743,700	3.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	563,000	2.54
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団 連会館6階	452,300	2.04
中野 孝一	奈良県生駒郡安堵町	353,000	1.59
小西 正彦	大阪府堺市南区	252,000	1.13
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	198,533	0.89
郡山 龍	東京都新宿区	191,400	0.86
金子 元良	東京都立川市	188,000	0.84
計	—	4,866,590	21.96

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切捨てしております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 18,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,025,500	220,255	—
単元未満株式	普通株式 128,430	—	—
発行済株式総数	22,172,630	—	—
総株主の議決権	—	220,255	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ700株及び42株含まれております。また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

② 【自己株式等】

令和4年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二 丁目20番9号	18,700	—	18,700	0.08
計	—	18,700	—	18,700	0.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	289	37,697
当期間における取得自己株式	99	14,058

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、令和5年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	18,714	—	18,813	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、令和5年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当事業年度は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、グループ全体の企業価値を向上させるための取り組みとしてコーポレート・ガバナンスを位置づけ、

1. 経営の健全性・透明性を確保するガバナンス体制の構築
2. 的確な意思決定と迅速な業務執行を実現する経営体制の整備
3. 当社を取り巻くステークホルダーに対する適時適切な情報開示の徹底

を基本方針として、その実現に努めております。

当社グループでは、社外取締役の選任による事業体制の強化、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うための執行役員制度導入等様々な経営基盤強化のための施策を実施し、経営体制の確立に取り組んでまいりました。今後も、迅速な業務執行を行う体制を整備し、より強固な経営基盤の確立を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを進めてまいります。そして、社会に必要とされる企業であり続けるために、株主、取引先、従業員等の当社を取り巻くステークホルダーの信頼と期待に応え、持続可能な会社の実現を目指してまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社における企業統治の体制は、以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の有価証券報告書提出日現在の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名の取締役で構成されております。取締役会は原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員等の監督を行っております。なお、構成員の氏名等については、後記「(2) 役員の状況」をご参照ください。

(b) 監査役会

当社の有価証券報告書提出日現在の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画をはじめ必要に応じて当社グループの取締役及び執行役員等に対して通知等を行うほか、適宜報告及び資料の提出等を受ける体制を取っております。監査役は、原則として3か月に1回以上の定時監査役会に加え、必要に応じ臨時監査役会及び月次の監査役連絡会を開催するとともに、定時及び臨時取締役会並びに必要な応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。更に、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。なお、構成員の氏名等については、後記「(2) 役員の状況」をご参照ください。

(c) 執行役員会

当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化するために、執行役員制度を導入しており、出資計画、ファイナンス・資本政策、及びその他グループ経営に関する事項について、代表取締役、及び全執行役員で構成する執行役員会を原則として四半期ごとと必要に応じて臨時で開催し、これらの事項について議論したうえで決定しております。

構成員は次のとおりです。

役職名	氏名
代表取締役社長（※1）	倉林 聡子
執行役員（※1）	鳥越 洋輔
内部監査室室長（オブザーバー）	岩井 俊輔
常勤監査役（オブザーバー）	大西 完司

(d) 業務執行会議

当社は、代表取締役社長、全執行役員及び統括部長で構成される業務執行会議を原則として週1回と必要に

応じて臨時で開催し、連結年度予算方針の策定、製品販売計画及び製品開発計画、並びに人員計画や人件費予算等の、業務の執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、これら重要事項について論議し、全社的な目標を設定しております。

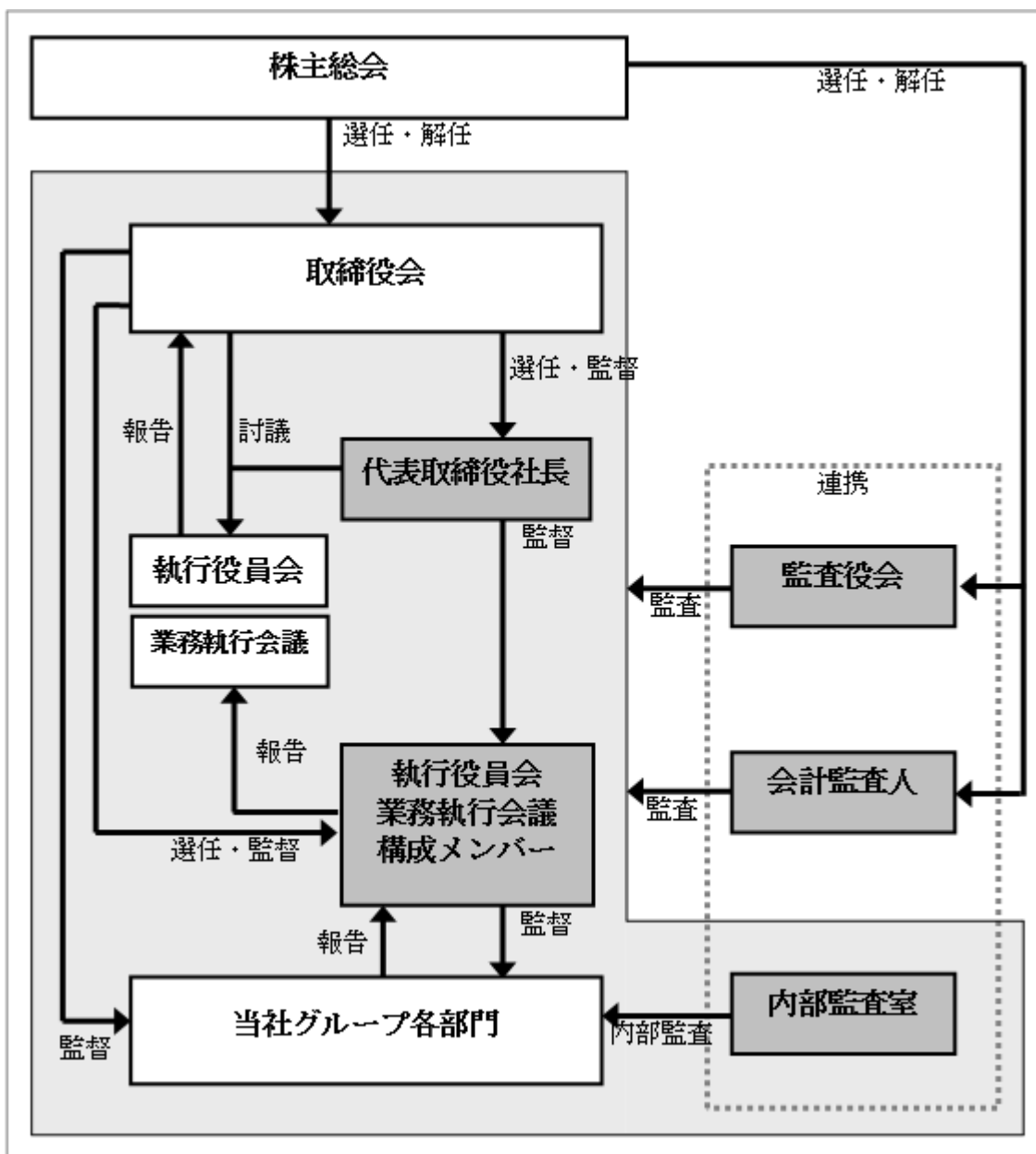
構成員は次のとおりです。

役職名	氏名
代表取締役社長（※1）	倉林 聡子
執行役員（※1）	鳥越 洋輔
常勤監査役（オブザーバー）	大西 完司

※1. 兼任状況については、後記「（2）役員の状況」をご参照ください。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社グループは、経営の健全性・透明性を確保し、グループ全体の企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な目的としております。具体的には、取締役・監査役・執行役員制度を採用し、取締役による重要事項の決定、監査役による経営の監査、迅速な業務執行の体制を構築しております。取締役会、監査役会による業務執行への監督・監査に加え、執行役員会及び業務執行会議により、各会議の構成メンバーによる担当部門への監督、取締役・取締役会への報告を定期的に行い、充実した内部統制の実現を目指しております。執行役員会はグループ全体の経営戦略を、業務執行会議は事業戦略を中心に審議・検討することと定め、取締役会は会社法上の決議事項となる事項を中心に審議・決議することと定めております。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を決議し、更に平成23年6月17日の取締役会でこれを見直し、決議をいたしました。また「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月4日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を改定いたしました。当該改定では、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制を、法令の改正及び当社グループの現状に合わせて見直し、具体的かつ明確な表現へ変更しております。

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。当該方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
 - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めると共に、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的に受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
 - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
 - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
 - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思量される活動には関与しない。
 - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うと共に、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。
 - (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にすると共に、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
 - (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
 - ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えられ重要な事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
 - ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
- ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
- ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
- ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
- (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力すると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
- (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。
8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。
9. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。
- (3) その他監査役への報告に関する体制
当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
 - (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合においては、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。
12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務の執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にすると共に、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。
 - (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
 - (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役職務の適切な遂行がなされるよう協力する。
13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
 - (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進すると共に、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスク、及びグループ全体に重要な影響を与えると考えられるリスクにつきましては、取締役会、執行役員会及び業務執行会議によりリスク管理が行われております。日常の業務活動における事業リスクにつきましては、執行役員会及び業務執行会議のほか、監査役会、会計監査人、内部監査室、各顧問（会計・税務・法律等）によりリスク管理が行われております。すべての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

ホ. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。また当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理を可能とする体制を構築しております。子会社には、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

② 取締役の定数

当会社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。以上の当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について

て善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑦ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

① 役員一覧

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	倉林 聡子	昭和49年5月 13日生	平成9年4月 平成17年12月 平成23年1月 平成26年6月 平成29年4月 平成30年3月 平成31年3月 令和元年8月 令和2年3月 令和4年3月	株式会社CSK (現SCSK株式会社) 入社 株式会社アプリックス 入社 当社 内部監査室 室長 当社 プロセス改善推進室 室長 当社 経営管理部 部長 (現任) 当社 執行役員 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 当社 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) 当社 常務取締役 当社 代表取締役社長 (現任) 株式会社BEAMO 代表取締役社長 (現任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	30,000
取締役	鳥越 洋輔	昭和60年2月 2日生	平成21年8月 平成25年1月 平成27年4月 平成30年1月 平成30年2月 令和元年11月 令和4年3月	テレコムサービス株式会社 入 社 ガゼル株式会社 (出向) 情報通信事業本部SHOP事業部財 務管理本部データ戦略部 マネ ージャー ガゼル株式会社 (出向) コンシューマー事業本部モバイル 第一事業部商品企画部 統轄 部長 株式会社Mobile Style 代表取 締役 スマートモバイルコミュニケー ションズ株式会社 代表取締役 社長 (現任) 当社 執行役員 (現任) 当社 取締役 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 (現任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	4,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	平松 庚三	昭和21年1月 6日生	昭和48年 昭和61年 平成4年 平成10年 平成15年 平成16年 平成18年 平成19年 平成20年 平成28年3月	ソニー株式会社 入社 アメリカン・エクスプレス・イ ンターナショナルジャパン 副社 長 株式会社IDGコミュニケーション ズ 代表取締役 AOLジャパン株式会社 代表取締 役 弥生株式会社 代表取締役 株式会社CEAFOM 取締役 (現任) 株式会社ライブドア (現株式会 社LDH) 代表取締役 小僧com株式会社設立 取締役 株式会社セシール 取締役 株式会社カウイチ (現買う市株 式会社) 取締役 小僧com株式会社 代表取締役会 長 兼 社長 当社 取締役 (現任) 当社 独立役員 (現任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	—
取締役	田口 勉	昭和28年8月 2日生	昭和51年 平成10年 平成16年 平成19年 平成25年 平成29年 平成30年 平成30年 平成31年 令和2年	株式会社シーイーシー 入社 株式会社シーイーシー 取締役 KVH株式会社 (現 Coltテクノロジ ーサービス株式会社) 常務執行 役員 株式会社アイネット 常務取締役 株式会社アイネット 専務取締役 株式会社アイネット 取締役副社 長 株式会社アイネット 上席顧問 トライボッドワークス株式会社 取締役 (現任) 当社 取締役 (現任) 当社 独立役員 (現任) Neutrix Cloud Japan株式会社代 表取締役社長CEO (現任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	大西 完司	昭和32年1月 25日生	昭和55年 平成2年 平成6年 平成11年 平成13年 平成16年 平成19年 平成24年 平成29年1月 平成29年2月 平成29年10月 平成30年3月 平成31年3月 令和元年8月	ソニー株式会社 入社 (テレビ 事業部商品設計) 同社 経営戦略部 同社 携帯電話事業本部 事業 戦略課長 同社 携帯電話事業本部 商品 企画室長 ソニーエリクソンモバイル株式 会社出向 事業推進担当部長 ソニーコンピュータエンタテイ ンメント株式会社出向 開発企 画室長 ソニー株式会社 技術開発本部 企画部長 同社 研究開発企画部門 専任 部長 同社 退職 ソニーコーポレートサービス株 式会社 入社 ソニー株式会社 入社 研究開発企画部門 専任部長 当社 常勤監査役 (現任) 株式会社BEAMO 監査役 (現任) スマートモバイルコミュニケー ションズ株式会社 監査役 (現 任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
監査役	山田 奨	昭和51年10月 6日生	平成13年10月 平成20年7月 平成23年1月 平成26年12月 平成27年1月 平成27年4月 平成28年3月 令和2年3月	朝日監査法人 (現有限責任あず さ監査法人) 入所 野村證券株式会社 引受審査部 出向 有限責任あずさ監査法人 帰任 有限責任あずさ監査法人 退社 有限会社山田総合事務所 代表取 締役 (現任) 山田奨公認会計士事務所 代表 (現任) 山田奨税理士事務所 代表 (現 任) 当社 監査役 (現任) 当社 独立役員 (現任) 株式会社和心 取締役 (監査等委 員) (現任)	令和5年3月 30日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
監査役	坂口 禎彦	昭和33年1月 26日生	平成6年4月 平成6年4月 平成20年1月 平成22年4月 平成29年1月 平成30年3月 平成30年4月 平成30年11月～ 令和3年10月 平成31年4月	東京弁護士会 入会 (至現在) 大東文化大学法学部法学研究所 講師 (現任) 東京簡易裁判所 司法委員 (至 平成23年3月) 関東弁護士会連合会 常務理事 東京地方裁判所 鑑定委員 (現 任) 当社 社外監査役 (現任) 当社 独立役員 (現任) 東京弁護士会 副会長 司法試験考査委員及び司法試験 予備試験考査委員 日本公認会計士協会修了考査運 営委員会委員 (現任)	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
計						34,200

(注) 1. 取締役 平松 庚三及び取締役 田口 勉は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田 奨及び監査役 坂口 禎彦は、社外監査役であります。

② 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

取締役平松庚三氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は小僧com株式会社取締役会長、株式会社CEAFOM 社外取締役、株式会社ピーエイ 社外取締役、スマイルワークス株式会社 社外取締役、crew株式会社 社外監査役、及び株式会社Joyz 社外監査役を兼務しておりますが、いずれも当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

取締役田口勉氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏はトライポッドワークス株式会社取締役、Neutrix Cloud Japan株式会社代表取締役社長CEO、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会理事を兼務しておりますが、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士として豊富なキャリアを有していることから、会計に関する専門知識等を活かして当社の事業運営を的確に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は、有限会社山田総合事務所代表取締役、山田奨公認会計士事務所代表、山田奨税理士事務所代表、及び株式会社和心取締役(監査等委員)を兼務しておりますが、いずれも当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所 鑑定委員、及び日本公認会計士協会修了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に利害関係等はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が開示を求める社外役員に関する事項を参考にし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を選任しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会規程及び年間監査計画等に基づき、社外監査役2名を含む監査役3名が、公益社団法人日本監査役協会による監査役監査基準及び監査役監査実施要領等を適宜参照しながら、取締役会等重要な会議に出席するほか取締役等からの報告聴取、重要な文書等の調査、本社及び子会社の調査等により、取締役の業務執行状況の監査を適宜実施しております。なお、社外監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

当連結会計年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大西 完司	12回	12回
山田 奨	12回	12回
坂口 禎彦	12回	12回

監査役会における主な検討事項として、会計監査人の報酬等に関する同意、会計監査人の選解任に関する決定、

内部統制システムの整備・運用状況の確認、及び取締役の職務執行の適法性及び経営判断の妥当性等であります。

監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要なに応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。また、原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、必要なに応じて社内の重要な会議に出席し重要書類を随時確認するほか、子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行い、その結果を必要に応じて監査役会に報告しております。また当社内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室を代表取締役社長直轄の組織（兼任1名）として設置しており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等を行っております。また、内部監査の結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役社長等への内部監査結果報告を行っております。

これらの監査活動と当社グループ各部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を随時行う等、相互に連携して監査の実効性を確保することに努めております。

③ 会計監査の状況

(1) 監査法人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 継続監査期間

平成29年度以降

(3) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員	阿部 海輔
指定社員 業務執行社員	福田 健太郎

(4) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他6名

(5) 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会等の示す会計監査人の評価基準を参考に、独立性、品質管理の状況、監査報酬や監査実績等の状況を踏まえ、総合的に評価しております。

(7) 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,800	—	24,700	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22,800	—	24,700	—

(注) 1. 当社と監査公認会計士等との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

過去の監査実務及び今後予測される監査業務を定量的に見積もり、当社及び監査公認会計士等の両方で協議の上報酬額を決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役報酬について

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 当該方針の決定の方法

当社は、役員報酬の決定方針について、社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、取締役会において決議しております。なお、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

b. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬は、月例の固定報酬を内容とする基本報酬のみで構成されております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に

係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、その決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする、以上を当社における取締役の個人別報酬の決定方針としております。なお取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当社の報酬委員会より代表取締役社長及び管理担当業務執行取締役が作成した原案に対する報酬委員会の審議内容の報告及び答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長の倉林聡子は、当該答申の内容を十分に考慮したうえで決定を行っております。

なお、各取締役の基本報酬の決定に関する権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

また、当社は、当社の取締役の報酬決定プロセスの透明性及び客観性向上を目的として、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の個別の報酬案についてその公正性・妥当性等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。なお、報酬委員会は、客観性の向上等を目的として社外取締役に構成されております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名
社外取締役	平松 庚三
社外取締役	田口 勉

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

令和5年12月期における個人別の報酬額については、令和5年3月30日開催の取締役会における決議にもとづき代表取締役社長である倉林 聡子はその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

d. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、委員がすべて社外取締役に構成される任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 監査役報酬について

監査役の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査役会の審議に基づき、それぞれの職務と貢献度に応じて、決定しております。

(ウ) その他

取締役及び監査役の報酬につきましては、平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円とした決定に基づきその限度内において、取締役の報酬については、取締役会にて十分な審議・検討を行い決定し、また監査役の報酬につきましては、監査役会にて十分な審議・検討を行い決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の人員 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	22,400	22,400	—	—	—	3

監査役 (社外監査役を除く。)	8,000	8,000	—	—	—	1
社外役員	13,560	13,560	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動や株式に係る配当によって利益を受けることを主たる目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」として区分し、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、取引の経済合理性を含めて当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案し、取締役会で決議しております。また、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構および監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,341,244	※1 1,471,564
売掛金	577,185	535,180
商品及び製品	91,522	109,772
仕掛品	※4 5,762	※4 714
原材料	405	3,868
その他	69,357	35,640
貸倒引当金	△10,222	△7,355
流動資産合計	2,075,254	2,149,385
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	215	134
減価償却累計額	△215	△134
建物及び構築物（純額）	—	—
機械、運搬具及び工具器具備品	23,498	21,431
減価償却累計額	△23,192	△21,115
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	305	316
有形固定資産合計	305	316
無形固定資産		
のれん	467,796	407,435
顧客関連資産	124,674	91,427
その他	31,290	23,259
無形固定資産合計	623,761	522,123
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 10,000	0
破産更生債権等	948,411	954,678
繰延税金資産	—	77,290
その他	57,574	69,514
貸倒引当金	△948,411	△951,141
投資その他の資産合計	67,574	150,341
固定資産合計	691,641	672,780
資産合計	2,766,895	2,822,166

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	288,247	314,102
短期借入金	※2 200,000	※2 100,000
未払金	56,585	54,421
未払法人税等	19,308	2,800
賞与引当金	9,705	10,016
受注損失引当金	—	※4 550
その他	83,785	※5 96,805
流動負債合計	657,632	578,696
固定負債		
繰延税金負債	16,777	—
その他	38,589	48,430
固定負債合計	55,367	48,430
負債合計	712,999	627,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,445,139	51,456
資本剰余金	1,385,773	1,929,291
利益剰余金	△1,772,605	219,382
自己株式	△26,331	△26,368
株主資本合計	2,031,976	2,173,761
新株予約権	15,660	15,290
非支配株主持分	6,259	5,988
純資産合計	2,053,896	2,195,039
負債純資産合計	2,766,895	2,822,166

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
売上高	3,504,680	※1 3,501,619
売上原価	※2 2,792,863	※3 2,757,719
売上総利益	711,817	743,899
販売費及び一般管理費	※4 813,870	※4 694,585
営業利益又は営業損失(△)	△102,053	49,314
営業外収益		
受取利息	19	17
為替差益	5,663	8,203
貸倒引当金戻入額	360	480
還付加算金	—	95
その他	123	141
営業外収益合計	6,166	8,938
営業外費用		
支払利息	2,982	1,822
リース解約損	664	—
株式交付費	—	120
支払手数料	—	1,064
売上債権譲渡損	4,649	3,264
その他	21	42
営業外費用合計	8,317	6,313
経常利益又は経常損失(△)	△104,204	51,939
特別利益		
新株予約権戻入益	15,368	1,241
特別利益合計	15,368	1,241
特別損失		
関係会社清算損	—	※5 4,426
減損損失	※6 12,729	—
特別損失合計	12,729	4,426
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△101,565	48,753
法人税、住民税及び事業税	10,360	4,183
法人税等調整額	△4,923	△94,068
法人税等合計	5,437	△89,884
当期純利益又は当期純損失(△)	△107,003	138,638
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△263	△270
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△106,739	138,909

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△107,003	138,638
包括利益	△107,003	138,638
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△106,739	138,909
非支配株主に係る包括利益	△263	△270

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	△1,665,865	△26,254	2,135,320
当期変動額					
新株の発行	1,736	1,736			3,472
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△106,739		△106,739
自己株式の取得				△77	△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,736	1,736	△106,739	△77	△103,344
当期末残高	2,445,139	1,385,773	△1,772,605	△26,331	2,031,976

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	24,394	6,522	2,166,237
当期変動額			
新株の発行			3,472
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△106,739
自己株式の取得			△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,733	△263	△8,996
当期変動額合計	△8,733	△263	△112,341
当期末残高	15,660	6,259	2,053,896

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,445,139	1,385,773	△1,772,605	△26,331	2,031,976
当期変動額					
新株の発行	1,456	1,456			2,913
親会社株主に帰属する当期純利益			138,909		138,909
資本金から剰余金への振替	△2,395,139	2,395,139			—
欠損填補		△1,853,078	1,853,078		—
自己株式の取得				△37	△37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△2,393,683	543,517	1,991,987	△37	141,784
当期末残高	51,456	1,929,291	219,382	△26,368	2,173,761

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	15,660	6,259	2,053,896
当期変動額			
新株の発行			2,913
親会社株主に帰属する当期純利益			138,909
資本金から剰余金への振替			—
欠損填補			—
自己株式の取得			△37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△370	△270	△640
当期変動額合計	△370	△270	141,143
当期末残高	15,290	5,988	2,195,039

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△101,565	48,753
引当金の増減額(△は減少)	6,332	723
受取利息及び受取配当金	△19	△17
支払利息	2,982	1,822
減価償却費	46,773	43,286
のれん償却額	60,360	60,360
株式交付費	—	120
支払手数料	—	1,064
新株予約権戻入益	△15,368	△1,241
関係会社整理損	—	4,426
減損損失	12,729	—
売上債権の増減額(△は増加)	344,067	42,005
棚卸資産の増減額(△は増加)	△72,417	△16,666
仕入債務の増減額(△は減少)	△81,546	25,854
未収入金の増減額(△は増加)	4,813	△6,806
未払金の増減額(△は減少)	△89,111	△2,284
未払消費税等の増減額(△は減少)	△38,778	22,477
その他	7,887	16,634
小計	87,138	240,514
利息及び配当金の受取額	19	17
利息の支払額	△2,949	△1,822
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△24,346	△1,479
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,862	237,230
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△221	△235
無形固定資産の取得による支出	△16,628	△1,784
関係会社の整理による収入	—	5,573
敷金及び保証金の回収による収入	—	10,985
敷金及び保証金の差入による支出	△17,897	△26,203
資産除去債務の履行による支出	—	△6,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,746	△17,864
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	3,141	2,870
新株予約権の発行による収入	—	913
短期借入れによる収入	400,000	200,000
短期借入金の返済による支出	△400,000	△300,000
その他	△77	△1,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,064	△97,317
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,869	8,271
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	34,049	130,319
現金及び現金同等物の期首残高	1,307,194	1,341,244
現金及び現金同等物の期末残高	*1 1,341,244	*1 1,471,564

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社BEAMO

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(イ) 商品及び製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械、運搬具及び工具器具備品 4年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

顧客関連資産 6年

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ

いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

Aplix IoT プラットフォーム事業

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、主にロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の販売やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供、IoTシステム開発等を行っております。

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。IoTシステム開発については、エンジニアリングサービス事業と同様の基準で収益を認識しております。

エンジニアリングサービス事業

エンジニアリングサービス事業においては、主にシステム開発等を行っております。システム開発等の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

MVNO事業

MVNO事業においては、携帯電話端末やSIMカードの販売や通信サービスの提供を行っております。携帯電話端末やSIMカードの販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しており、通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度か

らグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

1. のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	467,796	407,435
顧客関連資産	124,674	91,427

連結貸借対照表の無形固定資産に、連結子会社（スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社）の企業結合に伴い識別した、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

企業結合時に識別したのれん及び顧客関連資産について、償却期間を6～10年とした償却を実施した残存価値を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

また、減損の判定を行っており、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにについては、直近の事業計画達成状況、契約の獲得実績や獲得予測、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向などにに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	305	316
無形固定資産(のれん及び顧客関連資産を除く)	31,290	23,259
減損損失	12,729	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業活動から生ずる損益は、経営環境、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づいて算出しております。市場環境の予測は主に景気動向や需給動向の予測を含んでおります。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方の金額を採用しております。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

売上リベート等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。インセンティブ等の顧客から支払われる対価について、従来は、売上高として処理する方法によっておりましたが、売上原価から減額する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は142,624千円減少し、売上原価は108,850千円減少し、販売費及び一般管理費は33,773千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、時価算定会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との当座貸越契約(貸越極度額200,000千円)の担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
現金及び預金	200,000千円	200,000千円
計	200,000	200,000

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	200,000	100,000
差引額	—	100,000

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
投資有価証券(株式)	10,000千円	一千円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(10,000千円)	(一千円)

※4 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
仕掛品	95千円	2,565千円

※5 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
契約負債	13,120千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じた収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
	616千円	一千円

※3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
	一千円	550千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
役員報酬	69,384千円	58,564千円
給与手当	109,962	114,956
賞与引当金繰入額	16,431	16,190
貸倒引当金繰入額	12,996	△417
広告宣伝費	90,422	68,110
業務委託費	121,124	120,998
代理店手数料	55,573	5,220

※5 関係会社清算損

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）
関連会社であるDENDENモバイル株式会社の清算が終了したことに伴うものであります。

※6 減損損失

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	12,729千円

当社グループは事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、割引率は8.7%を使用しております。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	22,138,630	13,200	—	22,151,830
合計	22,138,630	13,200	—	22,151,830
自己株式(注)2				
普通株式	18,049	376	—	18,425
合計	18,049	376	—	18,425

(注)1. 普通株式の株式数の増加13,200株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加376株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	15,660
合計		—	—	—	—	—	15,660

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）1	22,151,830	20,800	—	22,172,630
合計	22,151,830	20,800	—	22,172,630
自己株式（注）2				
普通株式	18,425	289	—	18,714
合計	18,425	289	—	18,714

（注）1. 普通株式の株式数の増加20,800株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加289株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	15,290
合計		—	—	—	—	—	15,290

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
現金及び預金勘定	1,341,244千円	1,471,564千円
現金及び現金同等物	1,341,244	1,471,564

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金を銀行借入もしくは第三者割当増資により調達しております。また、将来の投資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社グループの発展に資することを資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金は、営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の売掛金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

投資有価証券は、その他の有価証券並びに業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日となっている営業債務であります。また、外貨建の買掛金並びに未払金は、為替変動の市場リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、1年以内の納付期限となっている法人税、住民税及び事業税に係る未払金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスクの管理

為替変動の市場リスクについては、基本方針、リスク管理体制、権限等を定めた為替リスク管理規程に従い、財務経理部門執行役員の管理の下、担当部署が為替相場の現状及び見通しに基づいた外貨の売買を行っております。為替リスクの管理状況は、都度、執行役員会議へ報告しております。

② 信用リスクの管理

売掛金の顧客の信用リスクについては、取引の開始、売上債権の管理等を定めた販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金運用として保有する投資有価証券の信用リスクについては、有価証券運用管理規程に従い、運用を行っております。

預金の信用リスクについては、預入先を国際的に優良な金融機関に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(令和3年12月31日)

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「破産更生債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

- (2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	10,000

当連結会計年度(令和4年12月31日)

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「破産更生債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	0

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（令和3年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,341,244	—	—	—
売掛金	577,185	—	—	—
合計	1,918,430	—	—	—

当連結会計年度（令和4年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,471,564	—	—	—
売掛金	535,180	—	—	—
合計	2,006,744	—	—	—

(注2) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（令和3年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
合計	200,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度（令和4年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
合計	100,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類し

ております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	6,965千円	一千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
新株予約権戻入益	15,368千円	1,241千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	令和元年12月10日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役及び監査役、並 びにSMCの代表取締役社長 9名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 225,000株	普通株式 225,000株
付与日	平成28年9月1日	令和元年12月27日
権利確定条件	定めはありません	(注) 3
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 平成28年9月1日 至 令和8年8月31日	自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日

	当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション	当社 令和4年8月第S-6回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	令和元年12月10日	令和4年8月10日
付与対象者の 区分及び人数	当社及び当社完全子会社従 業員 37名	当社取締役及び監査役7名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 89,500株	普通株式 443,500株

付与日	令和元年12月27日	令和4年8月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 4
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 令和3年12月28日 至 令和6年12月27日	自 令和4年9月1日 至 令和14年8月31日

(注) 1. ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。

2. ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. ① 新株予約権者は、令和2年12月期、令和3年12月期及び令和4年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 令和2年12月期の営業利益が50百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (b) 令和3年12月期の営業利益が200百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (c) 令和4年12月期の営業利益が300百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 1. 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 2. 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 3. 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 4. その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、

株式数に換算して記載しております。

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	令和元年12月10日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	180,000
付与	—	—
失効	—	90,000
権利確定	—	—
未確定残	—	90,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	215,000	31,800
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	215,000	31,800

	当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション	当社 令和4年8月第S-6回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	令和元年12月10日	令和4年8月10日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	443,500
失効	—	—
権利確定	—	443,500
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	87,400	—
権利確定	—	443,500
権利行使	—	20,800
失効	4,800	—
未行使残	82,600	422,700

② 単価情報

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	令和元年12月10日

権利行使価格	(円)	502	238
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	5	6

		当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション	当社 令和4年8月第S-6回 ストック・オプション
会社名		提出会社	提出会社
決議年月日		令和元年12月10日	令和4年8月10日
権利行使価格	(円)	281	138
行使時平均株価	(円)	—	145
公正な評価単価 (付与日)	(円)	145	2

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 令和4年8月第S-6回ストック・オプション

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及びその見積方法

基礎数値	数値	算出の前提
株価	138 円/株	算定基準日における発行会社普通株式の普通取引終値
権利行使価格	138 円/株	算定基準日における発行会社普通株式の普通取引終値の100%
満期までの期間	10.07年間	行使期間： 09.01.2022- 08.31.2032
株価の変動率 (ボラティリティ)	71.49% p. a.	以下の条件に基づき算出 1. 株価情報収集期間：10.07年間 2. 価格観察の頻度：日次 3. 異常情報：なし 4. 企業をめぐる状況の不連続的变化：なし 5. 情報出所：東京証券取引所
安全資産利子率	0.17% p. a.	算定基準日の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利。
配当利率	0.00%	配当0円に基づき算定

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度末 (令和3年12月31日)	当連結会計年度末 (令和4年12月31日)
繰延税金資産		
売上原価否認	8,561千円	9,282千円
投資有価証券評価損	11,651	12,938
繰越欠損金	7,838,671	8,580,623
貸倒引当金	299,760	331,544
その他	29,153	27,296
繰延税金資産小計	8,187,799	8,961,684
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 注(2)	△7,819,656	△8,484,308
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△336,885	△367,503
評価性引当額小計 注(1)	△8,156,542	△8,851,811
繰延税金資産合計	31,256	109,873

繰延税金負債

顧客関連資産	43,137	31,634
負債調整勘定	4,258	948
その他	637	—

繰延税金負債合計 48,034 32,582

繰延税金資産又は負債(△)の純額 △16,777 77,290

(注) 1. 評価性引当額の増加は、主に繰越欠損金の増加(実効税率を乗じた額)によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和3年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	431,723	2,256,576	1,164,301	2,002,885	306,017	1,677,167	7,838,671千円
評価性引当額	△422,532	△2,256,576	△1,164,301	△2,002,885	△298,830	△1,674,529	△7,819,656千円
繰延税金資産(b)	9,190	—	—	—	7,186	2,637	19,014千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

当連結会計年度(令和4年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,549,150	1,331,379	2,269,625	628,354	174,698	1,627,414	8,580,623千円
評価性引当額	△2,529,725	△1,329,991	△2,269,017	△553,459	△174,698	△1,627,414	△8,484,308千円
繰延税金資産(b)	19,425	1,387	607	74,894	—	—	96,315千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
法定実効税率 (調整)	—	34.6%
のれん償却	—	42.8%
住民税均等割	—	2.2%
連結納税制度による影響	—	△94.9%
評価性引当額の増減	—	△167.8%
その他	—	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△184.4%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は令和4年4月7日に資本金を50,000千円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.62%から34.59%に変更しております。

この税率の変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	計	
製品・サービス販売	145,808	—	—	145,808	145,808
システム開発等	45,417	431,909	—	477,326	477,326
移动通信サービス	—	—	2,878,484	2,878,484	2,878,484
顧客との契約から生じる収益	191,226	431,909	2,878,484	3,501,619	3,501,619
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	191,226	431,909	2,878,484	3,501,619	3,501,619

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	577,185	535,180
契約負債	14,642	13,120

(注)契約負債は主にMVNO事業に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は製品・サービス別セグメントから構成されており、「Aplix IoTプラットフォーム事業」、「エンジニアリングサービス事業」及び「MVNO事業」の3つを報告セグメントとしております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、「テクノロジー事業」と「ソリューション事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、事業活動をさらに加速させることを目的として、主にテクノロジー事業において当社が強みとする組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる技術力や、ソリューション事業においてMVNO事業者として保有するデータ通信技術をさらに強固に結び付けるため、「Aplix IoTプラットフォーム事業」、「エンジニアリングサービス事業」及び「MVNO事業」の3事業に分けることといたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成しており、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度の連結財務諸表から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて当連結会計年度の「Aplix IoTプラットフォーム事業」の売上高は600千円減少、「MVNO事業」の売上高は142,024千円減少しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	174,621	439,406	2,890,651	3,504,680	—	3,504,680
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	356	356	△356	—
計	174,621	439,406	2,891,007	3,505,036	△356	3,504,680
セグメント利益 又は損失 (△)	△26,991	108,935	39,901	121,844	△223,898	△102,053
その他の項目						
減価償却費	6,288	—	40,484	46,773	—	46,773
のれんの償却額	—	—	60,360	60,360	—	60,360

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△223,898千円は、セグメント間取引消去△356千円、全社費用△223,542千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

(単位：千円)

	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	191,226	431,909	2,878,484	3,501,619	—	3,501,619
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	378	378	△378	—
計	191,226	431,909	2,878,862	3,501,998	△378	3,501,619
セグメント利益 又は損失 (△)	△8,010	122,145	122,121	236,255	△186,941	49,314
その他の項目						
減価償却費	4,026	—	39,259	43,286	—	43,286
のれんの償却額	—	—	60,360	60,360	—	60,360

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△186,941千円は、セグメント間取引消去△360千円、全社費用△186,580千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スターサービス株式会社	1,392,331千円	MVNO事業

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スターサービス株式会社	1,681,521千円	MVNO事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	計			
減損損失	12,729	—	—	12,729	—	—	12,729

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	計			
前期末残高	—	—	467,796	467,796	—	—	467,796

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	Aplix IoTプラットフォーム事業	エンジニアリングサービス事業	MVNO事業	計			
当期末残高	—	—	407,435	407,435	—	—	407,435

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1株当たり純資産額	91円81銭	98円12銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	△4円83銭	6円28銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(千円)	△106,739	138,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普 通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△106,739	138,909
期中平均株式数(株)	22,121,414	22,134,865
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション) 平成28年8月10日 取締役会決議 215,000株 令和元年12月10日 取締役会決議 299,200株	会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション) 平成28年8月10日 取締役会決議 215,000株 令和元年12月10日 取締役会決議 204,400株 令和4年8月10日 取締役会決議 422,700株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (令和3年12月31日)	当連結会計年度末 (令和4年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,053,896	2,195,039
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	21,919	21,278
(うち新株予約権(千円))	(15,660)	(15,290)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,031,976	2,173,761
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	22,133,405	22,153,916

(重要な後発事象)

(和解の成立)

1. 特別利益の計上について

当社の連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）が運営するMVNOブランドに関して、同ブランドから発生した売上債権の取次手数料詐取を理由とする不法行為に関してSMCが原告となり、東京地方裁判所において係争中でありました訴訟について、令和5年3月22日に和解が成立いたしました。これに伴い和解金額から訴訟費用その他の関連費用を控除した純額である約60百万円を、受取和解金として特別利益に計上する見込みです。

なお、訴訟及び和解の具体的な内容については、和解手続き上における相手方との取り決めにより、公表は差し控えさせていただきます。

2. 今後の見通し

上記特別利益は、令和5年12月期第1四半期連結決算において計上する見込みです。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	100,000	1.475	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	200,000	100,000	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	821,194	1,654,218	2,542,708	3,501,619
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	9,116	4,179	4,633	48,753
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	24,481	18,991	26,169	138,909
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.11	0.86	1.18	6.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 (円)	1.11	△0.25	0.32	5.09

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,219,199	※2 1,059,767
売掛金	※1 109,308	※1 126,560
商品及び製品	18,549	46,703
仕掛品	5,762	714
原材料	405	3,868
その他	※1 50,388	※1 62,510
流動資産合計	1,403,613	1,300,124
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	810,751	810,751
破産更生債権等	801,791	801,311
繰延税金資産	18,205	29,243
その他	9,714	502
貸倒引当金	△801,791	△801,311
投資その他の資産合計	838,671	840,497
固定資産合計	838,671	840,497
資産合計	2,242,284	2,140,622

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,848	31,119
短期借入金	※3 200,000	※3 100,000
未払金	※1 12,298	※1 11,551
未払法人税等	15,340	950
賞与引当金	7,661	7,822
受注損失引当金	—	550
その他	28,973	31,246
流動負債合計	275,121	183,240
負債合計	275,121	183,240
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,445,139	51,456
資本剰余金		
資本準備金	1,385,773	1,387,229
その他資本剰余金	—	542,061
資本剰余金合計	1,385,773	1,929,291
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,853,078	△12,287
利益剰余金合計	△1,853,078	△12,287
自己株式	△26,331	△26,368
株主資本合計	1,951,503	1,942,091
新株予約権	15,660	15,290
純資産合計	1,967,163	1,957,381
負債純資産合計	2,242,284	2,140,622

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
売上高	612,013	600,580
売上原価	441,440	430,149
売上総利益	170,572	170,431
販売費及び一般管理費	※1, ※2 274,465	※1, ※2 232,590
営業損失(△)	△103,892	△62,159
営業外収益		
受取利息	※1 1,022	17
為替差益	5,663	8,203
貸倒引当金戻入額	360	480
還付加算金	—	52
その他	96	138
営業外収益合計	7,143	8,891
営業外費用		
支払利息	2,982	1,822
リース解約損	664	—
株式交付費	—	120
売上債権譲渡損	484	153
支払手数料	—	1,064
その他	21	0
営業外費用合計	4,152	3,160
経常損失(△)	△100,901	△56,428
特別利益		
新株予約権戻入益	15,368	1,241
特別利益合計	15,368	1,241
税引前当期純損失(△)	△85,533	△55,187
法人税、住民税及び事業税	△26,209	△31,862
法人税等調整額	11,555	△11,037
法人税等合計	△14,653	△42,900
当期純損失(△)	△70,879	△12,287

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 売上原価					
(1) 材料費		22,875	5.0	16,022	3.5
(2) 労務費		226,265	50.4	223,096	49.2
(3) 経費	※1	200,215	44.6	214,365	47.3
当期総製造費用		449,356	100.0	453,484	100.0
仕掛品及び半製品 期首棚卸高		12,753		5,762	
合計		462,110		459,246	
仕掛品及び半製品 期末棚卸高		5,762		714	
当期製品製造原価		456,348		458,532	
製品期首棚卸高		6,450		13,733	
合計		462,798		472,265	
他勘定振替高	※2	7,826		274	
製品期末棚卸高		13,733		41,992	
製品売上原価		441,238		429,999	
商品売上原価		202		150	
当期売上原価		441,440		430,149	

原価計算の方法

総合原価計算及び個別原価計算を採用しております。

※1. 経費の主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
外注加工費	152,352千円	171,356千円

※2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
販売費及び一般管理費	7,826	274
計	7,826	274

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	1,384,036	△1,782,199	△1,782,199
当期変動額					
新株の発行	1,736	1,736	1,736		
当期純損失（△）				△70,879	△70,879
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,736	1,736	1,736	△70,879	△70,879
当期末残高	2,445,139	1,385,773	1,385,773	△1,853,078	△1,853,078

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,254	2,018,987	24,394	2,043,381
当期変動額				
新株の発行		3,472		3,472
当期純損失（△）		△70,879		△70,879
自己株式の取得	△77	△77		△77
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）			△8,733	△8,733
当期変動額合計	△77	△67,484	△8,733	△76,217
当期末残高	△26,331	1,951,503	15,660	1,967,163

当事業年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,445,139	1,385,773	—	1,385,773	△1,853,078	△1,853,078
当期変動額						
新株の発行	1,456	1,456		1,456		
当期純損失（△）					△12,287	△12,287
自己株式の取得						
資本金から剰余金への振替	△2,395,139		2,395,139	2,395,139		
欠損填補			△1,853,078	△1,853,078	1,853,078	1,853,078
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△2,393,683	1,456	542,061	543,517	1,840,791	1,840,791
当期末残高	51,456	1,387,229	542,061	1,929,291	△12,287	△12,287

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,331	1,951,503	15,660	1,967,163
当期変動額				
新株の発行		2,913		2,913
当期純損失（△）		△12,287		△12,287
自己株式の取得	△37	△37		△37
資本金から剰余金への振替		—		—
欠損填補		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△370	△370
当期変動額合計	△37	△9,411	△370	△9,782
当期末残高	△26,368	1,942,091	15,290	1,957,381

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

Aplix IoT プラットフォーム事業

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、主にロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

エンジニアリングサービス事業

エンジニアリングサービス事業においては、主にシステム開発等を行っております。システム開発等の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
短期金銭債権	34,435千円	41,980千円
短期金銭債務	1,060	114

※2 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との当座貸越契約（貸越極度額200,000千円）の担保に供しております。

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
現金及び預金	200,000千円	200,000千円
計	200,000	200,000

※3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	200,000	100,000
差引額	—	100,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
営業取引による取引高		
仕入高等（収入分）	32,763千円	29,944千円
仕入高等（支出分）	3,056	1,478
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	1,003	—

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度18%、当事業年度19%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82%、当事業年度81%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
役員報酬	57,164千円	43,964千円
給与手当	58,300	60,889
賞与引当金繰入額	7,481	8,651
業務委託費	7,449	6,588
支払報酬	35,825	39,081

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式810,751千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式810,751千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度末 (令和3年12月31日)	当事業年度末 (令和4年12月31日)
繰延税金資産		
売上原価否認	8,561千円	9,282千円
投資有価証券評価損	9,922	11,208
貸倒引当金	245,508	277,173
繰越欠損金	7,730,159	8,266,663
その他	20,804	22,912
繰延税金資産小計	8,014,956	8,587,242
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,720,968	△8,247,238
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△275,782	△310,759
評価性引当額小計	△7,996,750	△8,557,998
繰延税金資産の純額	18,205	29,243

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は令和4年4月7日に資本金を50,000千円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.62%から34.59%に変更しております。

この税率の変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】
 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	801,791	801,311	801,791	801,311
賞与引当金	7,661	7,822	7,661	7,822
受注損失引当金	—	550	—	550

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年12月31日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱い場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。(電子公告掲載ホームページアドレス https://www.aplix.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。
2. 当社は、平成23年12月20日を効力発生日とする株式会社ジー・モードとの株式交換に伴い、株券電子化制度実施施行時に同社が開設した特別口座に係る地位を承継していることから、旧株式会社ジー・モード株主のための特別口座管理機関は引き続き三井住友信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第37期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）令和4年3月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和4年3月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第38期第1四半期）（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日）令和4年5月13日関東財務局長に提出

（第38期第2四半期）（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日）令和4年8月12日関東財務局長に提出

（第38期第3四半期）（自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日）令和4年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和4年4月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年3月30日

株式会社アプリックス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田健太郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の令和4年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び顧客関連資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、令和4年12月31日現在、連結貸借対照表上、のれん及び顧客関連資産（以下「のれん等」という。）を合計498,863千円計上している。当該資産は令和元年12月期に子会社化したスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社の買収に伴い発生したものである。</p> <p>会社は、のれん等を評価するにあたり、のれん等の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定する。</p> <p>将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画を基礎とし、それ以降の期間については将来の不確実性を考慮して見積られる。将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、経営環境や事業戦略を考慮した、将来の売上高及び営業利益等である。</p> <p>上記の重要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれん等の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> のれん等の減損判定に係る内部統制について整備及び運用状況を評価した。 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画と実績を比較した。 将来キャッシュ・フローの見積りにおける将来の売上高及び営業利益率等の重要な仮定について、経営者に質問するとともに、その合理性を検討した。その際、経営者が直近の実績及び経営環境等を考慮しているかどうかを検討した。 将来の不確実性を考慮した将来キャッシュ・フローの見積りに関して、経営者による将来の不確実性の評価を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプリックスの令和4年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アプリックスが令和4年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告

に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年3月30日

株式会社アプリックス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックスの令和4年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年12月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式としてスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社の株式を810,751千円計上している。</p> <p>会社は、上記の関係会社株式の減損処理を検討するにあたり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行い、減損の要否を判断している。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断している。</p> <p>連結貸借対照表に計上されているスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に係るのれん及び顧客関連資産と同様に、関係会社株式の減損判断に利用する将来の事業計画の重要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価において、主に、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれん及び顧客関連資産の評価」に記載の監査上の対応を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。